

周防大島町告示第114号

令和7年第2回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

令和7年6月2日

周防大島町長 藤本 淨孝

1 期 日 令和7年6月9日

2 場 所 大島庁舎議場

○開会日に応招した議員

占部 智子君

浅原 賢潤君

山根 耕治君

栄本 忠嗣君

岡崎 裕一君

山中 正樹君

白鳥 法子君

田中 豊文君

新田 健介君

吉村 忍君

久保 雅己君

小田 貞利君

尾元 武君

荒川 政義君

○6月25日に応招した議員

○6月27日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和7年 第2回(定例)周防大島町議会 会議録(第1日)

令和7年6月9日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和7年6月9日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに提案理由の説明
- 日程第5 報告第1号 令和6年度周防大島町一般会計繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第6 報告第2号 令和6年度周防大島町一般会計事故繰越し繰越額の報告について
- 日程第7 報告第3号 令和6年度周防大島町下水道事業特別会計予算の繰越報告について
- 日程第8 報告第4号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第9 報告第5号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第10 報告第6号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第11 報告第7号 専決処分の報告について(和解について)
- 日程第12 議案第1号 令和7年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町税条例の一部改正)(質疑・討論・採決)
- 日程第14 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町国民健康保険税条例の一部改正)(質疑・討論・採決)
- 日程第15 議案第4号 周防大島町防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第5号 周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第17 議案第6号 周防大島町税条例の一部改正について
- 日程第18 議案第7号 周防大島町総合交流ターミナル設置条例の一部改正について
- 日程第19 請願第1号 上関中間貯蔵施設の建設に関する住民説明会と、パブリックコメントや住民アンケート実施を求める請願書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに提案理由の説明
- 日程第5 報告第1号 令和6年度周防大島町一般会計繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第6 報告第2号 令和6年度周防大島町一般会計事故繰越し繰越額の報告について
- 日程第7 報告第3号 令和6年度周防大島町下水道事業特別会計予算の繰越報告について
- 日程第8 報告第4号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第9 報告第5号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第10 報告第6号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第11 報告第7号 専決処分の報告について（和解について）
- 日程第12 議案第1号 令和7年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（周防大島町税条例の一部改正）（質疑・討論・採決）
- 日程第14 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（周防大島町国民健康保険税条例の一部改正）（質疑・討論・採決）
- 日程第15 議案第4号 周防大島町防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第5号 周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第17 議案第6号 周防大島町税条例の一部改正について
- 日程第18 議案第7号 周防大島町総合交流ターミナル設置条例の一部改正について
- 日程第19 請願第1号 上関中間貯蔵施設の建設に関する住民説明会と、パブリックコメントや住民アンケート実施を求める請願書

出席議員（14名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1 番 | 占部 智子君 | 2 番 | 浅原 賢潤君 |
| 3 番 | 山根 耕治君 | 4 番 | 栄本 忠嗣君 |

5 番 岡崎 裕一君	6 番 山中 正樹君
7 番 白鳥 法子君	8 番 田中 豊文君
9 番 新田 健介君	10 番 吉村 忍君
11 番 久保 雅己君	12 番 小田 貞利君
13 番 尾元 武君	14 番 荒川 政義君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 岡原 伸二君	議事課長 林 祐子君
書 記 末武 良浩君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 藤本 淨孝君	副町長 …………… 山中 茂雄君
教育長 …………… 星野 朋啓君	病院事業管理者 ……… 石原 得博君
総務部長 …………… 木谷 学君	産業建設環境部長 ……… 松村 浩君
健康福祉部長 ……… 中村 晴彦君	下水道部長 ……… 藤本 倫夫君
統括総合支所長 ……… 辻田 建一君	会計管理者 …………… 宮崎由紀子君
教育次長 …………… 中原 藤雄君	病院事業局総務部長 …… 木村 稔典君
総務課長 …………… 梅木 義弘君	財務課長 …………… 今尾 勝則君
政策企画課長 ……… 堀脇 国輝君	税務課長 …………… 山根 一夫君
農林水産課長 ……… 大久保弘史君	商工観光課長 ……… 前崎 好恵君
福祉課長 …………… 濱中 靖夫君	

午前 9 時 30 分開会

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから令和 7 年第 2 回周防大島町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 政義君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、9 番、新田健介議員、10 番、吉村忍議員を指名いたします。

日程第 2. 会期の決定

○議長（荒川 政義君） 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る 6 月 2 日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から 6 月 27 日までの 19 日間としたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から 6 月 27 日までの 19 日間とすることに決定しました。

日程第 3. 諸般の報告

○議長（荒川 政義君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

それでは、本年 3 月定例会以降の諸般について御報告をいたします。

まず、本日までに議会に提出されております文書について、地方自治法の規定に基づき、監査委員より例月現金出納検査（3 月・4 月・5 月実施分）と定期監査（3 月・4 月実施分）の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配付いたしております。

次に、請願・陳情・要望等につきまして、まず請願につきまして、請願第 1 号上関中間貯蔵施設の建設に関する住民説明会と、パブリックコメントや住民アンケート実施を求める請願書を受理いたしました。この請願書の取扱いについては、今会期中に決めたいと思えます。

次に、陳情・要望につきまして、山口県労働組合総連合、山口県公務・公共業務労働組合共闘会議から、陳情・要望第 4 号公的部門ではたらく労働者の賃上げを求める意見書の採択を求める陳情書を受理しましたので、議員配付として既にお手元にお届けしております。

続きまして、系統議長会関係について御報告をいたします。

去る令和 7 年 5 月 16 日、令和 7 年度柳井地区広域市町議会議長会定期総会が開催され、役員を選任、令和 6 年度の事業報告及び収支決算並びに令和 7 年度の予算（案）を審議し、全ての議案は全会一致で可決されました。

なお、令和 7 年 7 月 1 日には柳井地区広域市町議員研修会が開催されます。既に事務局から案内があったと思えます。全議員の御参加をよろしくお願いいたします。

また、山口県町議会議長会の関係におきましても、令和7年8月20日には議会広報研修会が予定されておりますので、関係する議員の御参加をお願いいたします。

次に、全国の関係について御報告いたします。

令和7年5月27日には、全国の町村議会から議長、副議長、事務局職員、総勢約2,000人が東京国際フォーラムに集まり、全国町村議会議長・副議長研修会が開催されました。

これには、尾元副議長とともに私が参加をいたしました。

研修会では、まず、内閣府防災担当の松本真太郎参事官による「広域災害対応を含めた自治体の災害対応力強化に不可欠な防災DX」と題したお話を。続いて、明治大学名誉教授青山やすし氏による「平成からの災害に学ぶ復旧・復興まちづくりの課題」のお話がありました。さらに、同志社大学名誉教授新川達郎氏による「災害と議会・議員の役割」についての講演を拝聴いたしました。

防災のDX化の必要性、国と自治体の一体的な災害対応のほか、過去の災害を例にした課題などを拝聴することができ、有意義な研修会となりました。

最後に、町人会の関係についてですが、現在のところ、近畿大島会が秋頃、東京周防大島会が令和8年3月8日に開催予定と聞いております。今後の活動について新たな情報が入りましたら、議員の皆様へお知らせすることといたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4．行政報告並びに提案理由の説明

○議長（荒川 政義君） 日程第4、行政報告並びに提案理由の説明に入ります。

町長から行政報告並びに提案理由の説明を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 淨孝君） 皆様、おはようございます。本日は、令和7年第2回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にもかかわらず御参集賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、議案の説明に先立ち、3件の行政報告を申し上げます。

1件目は、米軍岩国基地関連について2点御報告いたします。

1点目は、岩国基地周辺における令和6年度の航空機騒音の状況等について、御報告いたします。

山口県基地関係県市町連絡協議会において、令和6年度の航空機騒音の状況が検証・整理され、令和7年5月7日に公表されましたので、その概要について御報告いたします。

はじめに、月別のW値の推移を申し上げますと、令和6年4月から5月は、例年と同様の空母艦載機離着陸訓練、この前後の基地周辺での集中的な訓練や九州沖の洋上の空母で実施された空

母着艦資格取得訓練に伴う夜間離着陸などの影響によりW値が高くなりました。例年であれば、8月から9月にかけて空母艦載機が岩国基地へ一時帰還しますが、令和6年度は空母の交代があったことから一時帰還がなかったために、令和4年度や令和5年度と比較すると、令和6年8月、9月のW値が低くなりました。その後、空母艦載機が帰還した令和6年11月以降は、帰還前と比べると騒音は増大しましたが、前年同時期と比べると、おおむね下回る水準で推移しました。

次に、過去の測定値等との比較で申し上げますと、前年度の令和5年度と比べ、28地点中27地点でW値が減少し、平成30年度以降、最大値を記録したのは1地点でありました。

移駐開始前5年平均との比較では、約9割の測定地点、こちらは21地点中19地点であります。こちらでW値が増加し、基地北西側、基地近辺の西側、飛行ルート近辺の北東側で増加し、沖合移設前5年平均との比較では、8地点中4地点でW値が減少しているとの検証結果でございます。

次に、空母艦載機移駐後の状況を踏まえた騒音対策につきましては、この検証結果を踏まえ、国に対し、県による政府要望や県市町連絡協議会要望等を行い、引き続き移駐後の状況把握に努めるとともに、国や米側において、要望を行いました取り組みが進められるよう、県、関係市町と連携し働きかけてまいりたいと考えております。

2点目は、令和元年7月から山口県が実施しております住宅環境改善支援事業の令和6年度分の申請等の状況について、御報告いたします。

令和6年度の本町からの申請件数は443件、こちらは前年比マイナス35件であります。補助実績額は3,307万5,000円と、多くの町民の皆様に利用されております。

なお、岩国市と和木町をあわせた県全体の申請件数は750件、補助実績額は5,626万4,000円となっており、全体の約6割が本町からの申請という状況です。

本年度においても継続実施されており、町広報紙やチラシ等で周知を図ったところで、各総合支所において令和8年1月31日まで随時申請を受け付けているところでございます。

以上のとおり、米軍岩国基地に関する状況等について2点御報告申し上げましたが、今後も継続して議会へ報告するとともに、県及び関係市町と連携して、町民の安心・安全の確保に努めてまいります。

2件目は、上関町における使用済み核燃料中間貯蔵施設建設計画にかかる1市3町首長会議について、御報告いたします。

5回目の中間貯蔵施設建設計画にかかる1市3町首長会議が、令和7年5月28日に柳井市役所で開催されました。会議では、令和6年12月の4回目の会議以降の各市町の状況等について情報共有を図りました。

続いて3件目は、令和6年度周防大島町各会計決算見込みについて、御報告いたします。

令和6年度の一般会計及び企業会計の病院事業特別会計、水道事業特別会計、下水道事業特別会計を除く各特別会計の出納を閉鎖いたしました。

一般会計では、翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支は5億6,500万円の黒字見込みでございます。なお、この決算見込みは、財政調整基金からの繰入金7億円が含まれております。

また、特別会計につきましても黒字若しくは収支均衡の決算見込みとなっております。

いずれの会計も順調に執行することができました。これは、町民の皆様、議員各位の御理解と御協力のたまものであり、深く感謝申し上げる次第でございます。

現在は、決算書の調整作業を進めており、病院事業特別会計等の企業会計も含め、地方自治法第233条並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条に基づく監査委員の審査を経て、令和7年第3回定例会におきまして決算の認定をお諮りするとともに、実質公債費比率をはじめとする財政健全化判断比率を御報告させていただく予定としております。

以上、行政報告を3件させていただきました。

それでは、提出議案の概要につきまして、御説明を申し上げます。

本定例会に提案をしております案件は、報告案件7件、補正予算に関するもの1件、専決処分の承認を求めるもの2件、条例の一部改正に関するもの4件の、あわせて14件であります。

報告第1号は、令和6年度周防大島町一般会計繰越明許費繰越額の報告について、繰越明許費繰越計算書の調製をいたしましたので、これを報告するものであります。

報告第2号は、令和6年度周防大島町一般会計事故繰越し繰越額の報告について、事故繰越し繰越計算書の調製をいたしましたので、これを報告するものであります。

報告第3号は、令和6年度周防大島町下水道事業特別会計予算の繰越報告について、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第4号、報告第5号及び報告第6号は、スクールバスの事故にかかる和解及び損害賠償の額を定めることについて、専決処分により処理をいたしましたことを報告するものであります。

報告第7号は、スクールバスの破損にかかる和解について、専決処分により処理をいたしましたことを報告するものであります。

議案第1号は、令和7年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）であります。既定の予算に193万7,000円を追加し、予算の総額を154億2,693万7,000円とするものでございます。

議案第2号周防大島町税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、専決処分いたしましたので、これを報告し議会の承認をお願いするものであります。

議案第3号周防大島町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、専決処分いたしましたので、これを報告し議会の承認をお願いするものであります。

議案第4号周防大島町防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例については、防災行政無線の再整備により新設された施設の追加と、既存中継局の地番に錯誤があったため、別表の一部を改正しようとするものであります。

議案第5号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙における選挙長等の費用弁償額が増額となりましたので、報酬の額を改正しようとするものであります。

議案第6号周防大島町税条例の一部改正については、地方税法等の一部を改正する法律等が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

議案第7号周防大島町総合交流ターミナル設置条例の一部改正については、道の駅サザンセトとうわトイレ棟等新設及び改修工事において研修室を整備しましたので、新たに使用料を定めるべく、別表へ項目等を加えようとするものであります。

以上、各案件につきまして提案理由の御説明を申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私なり関係参与が御説明いたしますので、何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、地方自治法の規定により、町が出資しております一般社団法人東和ふるさとセンター及び有限会社サザンセトとうわの経営状況を説明する書類として、総会の資料をサイドブックに掲載しておりますので、御高覧賜りますようお願い申し上げ、行政報告及び議案の説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、行政報告並びに提案理由の説明を終わります。

日程第5. 報告第1号

日程第6. 報告第2号

日程第7. 報告第3号

○議長（荒川 政義君） 日程第5、報告第1号令和6年度周防大島町一般会計繰越明許費繰越額の報告についてから、日程第7、報告第3号令和6年度周防大島町下水道事業特別会計予算の繰越報告について、執行部の報告を求めます。木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 報告第1号令和6年度周防大島町一般会計繰越明許費繰越額の報告について、御説明をいたします。

去る令和7年第1回定例会におきまして御議決いただきました令和6年度の繰越明許費につき

まして、歳出予算を繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

一般会計におきまして、繰越限度額5億983万5,000円に対し、5億628万8,000円を繰り越しております。

事業ごとの繰越額及び財源内訳につきましては、3ページと4ページの繰越計算書に記載しておりますので、御高覧いただきますことをお願いし、報告とさせていただきます。

続いて、報告第2号令和6年度周防大島町一般会計事故繰越し繰越額の報告について、御説明いたします。

本件について、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告するものでございます。

3ページをお願いいたします。

事故繰越し繰越計算書により御説明いたします。

2款総務費、若者定住促進住宅建設事業でございます。

第4期明新住宅用地造成工事において、周辺住宅への配慮から風の強い日を避けること及び盛土の締固め作業を適切な含水比の状態で行う必要がありましたが、施工可能な天候の日が少なく工期日程に不測の日数を要し、年度内での完了が困難となったことにより、やむを得ず事故繰越しとなりました。

以上、1事業、1,383万7,000円の事故繰越しについての報告とさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 藤本下水道部長。

○下水道部長（藤本 倫夫君） 報告第3号令和6年度周防大島町下水道事業特別会計予算の繰越報告について、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告いたします。

今回の予算繰越計算書は、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、令和6年度予算に定めた下水道事業の建設改良に要する経費の一部を翌年度に繰り越したものをお示しするものでございます。

繰り越しをいたしました事業は、特定環境保全公共下水道事業、公共下水道施設機能保全事業、農業集落排水施設整備事業及び漁業集落排水施設整備事業で、その繰越額は表中合計欄に記載の額6億7,750万円となっております。

なお、財源内訳といたしましては、同じく表中左の財源内訳の欄に掲げておりますとおりとなっております。

以上で、報告第3号令和6年度周防大島町下水道事業特別会計予算の繰越報告についての説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、執行部の報告を終了いたします。

日程第 8. 報告第 4 号

日程第 9. 報告第 5 号

日程第 10. 報告第 6 号

○議長（荒川 政義君） 日程第 8、報告第 4 号専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）から、日程第 10、報告第 6 号専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）執行部の報告を求めます。木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 報告第 4 号専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）御報告申し上げます。

令和 6 年 12 月 18 日に、周防大島町神浦地内において発生した事故による和解及び損害賠償の額を定めることについて、令和 7 年 3 月 24 日に地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分により処理させていただきましたので、同法同条第 2 項の規定により議会へ報告するものでございます。

この事故は、周防大島町大字神浦地内の神浦公民館付近において、スクールバス油田森野線の運転手が急な体調不良によりスクールバスの運転操作を誤ったため、郵便ポストに衝突し破損させたものでございます。

なお、本件事故にかかる和解につきましては、相手方対町の過失割合が 0 対 10 であることを確認し、町が相手方へ 20 万 200 円を賠償したものでございます。

また、損害賠償の額は既に一般財団法人全国自治協会から令和 7 年 4 月 8 日に全額支払われましたので、あわせて御報告させていただきます。

次に、報告第 5 号専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）御報告申し上げます。

令和 6 年 12 月 18 日、神浦地内において発生した事故による和解及び損害賠償の額を定めることについて、令和 7 年 4 月 1 日に地方自治法の規定に基づき専決処分により処理させていただきましたので、議会へ報告するものでございます。

この事故は、神浦地内の神浦公民館付近におけるスクールバスの事故で、搭乗していた東和小学校児童にけがをさせたものでございます。

なお、本件事故にかかる和解につきましては、相手方対町の過失割合が 0 対 10 であることを確認し、町が相手方へ 5 万 6,310 円を賠償したものでございます。

また、損害賠償の額は既に一般財団法人全国自治協会から令和 7 年 5 月 7 日に全額支払われましたので、あわせて御報告させていただきます。

次に、報告第 6 号専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）御報告申し上げます。

令和6年12月18日、神浦地内において発生した事故による和解及び損害賠償の額を定めることについて、令和7年5月24日に地方自治法の規定に基づき専決処分により処理させていただきましたので、議会へ報告するものでございます。

この事故は、神浦地内の神浦公民館付近におけるスクールバスの事故で、神浦公民館等に衝突し、同施設の外壁及びフェンスを破損させたものでございます。

なお、この事故にかかる和解につきましては、相手方対町の過失割合が0対10であることを確認し、町が相手方へ14万910円を賠償するものでございます。

損害賠償の額は、一般財団法人全国自治協会から令和7年6月中に全額支払われる見込みとなっておりますので、あわせて御報告させていただきます。

○議長（荒川 政義君） 以上で、執行部の報告を終了します。

日程第11．報告第7号

○議長（荒川 政義君） 日程第11、報告第7号専決処分の報告について（和解について）執行部の報告を求めます。木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 報告第7号専決処分の報告について（和解について）御報告申し上げます。

令和6年10月25日の午前7時44分頃、周防大島町大字森地内の一般国道437号において発生した事故による和解について、令和7年3月27日に地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分により処理させていただきましたので、同法同条第2項の規定により議会へ報告するものでございます。

この事故は、国道437号の路上において、山口県が管理する国道法面から落石があり、周防大島中学校へ向かい走行していたスクールバス油田久賀線が接触し、車両下部が破損したものでございます。

なお、本件事故にかかる和解につきましては、山口県が周防大島町へ22万4,317円を賠償することで示談をしたものでございます。

また、損害賠償額につきましては、令和7年4月10日に全額支払われておりますので、あわせて御報告いたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で、執行部の報告を終了いたします。

日程第12．議案第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第12、議案第1号令和7年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。木谷総務部長。

○総務部長（木谷 学君） 議案第1号令和7年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に193万7,000円を追加し、予算の総額を154億2,693万7,000円とするものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

歳入につきまして、14款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金は、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金81万4,000円の追加補正となっており、生活保護総務一般経費に充当し、システム改修費用に活用するものでございます。

15款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金は、担い手総合支援事業における新規就農者経営発展事業補助金271万4,000円の計上でございます。

3項県委託金1目総務費県委託金は、山口県知事選挙及び参議院議員選挙の執行経費の減額補正に伴う減額調整となっております。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、財政調整基金を81万3,000円取り崩し、今回の補正予算にかかる財源調整を行うものでございます。

7ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。

2款総務費4項選挙費2目山口県知事選挙費は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が一部改正され、選挙長等の費用弁償額が改定されたことに伴う増額と、投票所及びポスター掲示場の再編、これ減少でございますが、これに伴う減額をあわせた調整を行いまして、総額50万9,000円の減額補正でございます。

3目参議院議員選挙費は、山口県知事選挙費と同様の調整を行い、189万6,000円の減額となっております。

3款民生費3項生活保護費1目生活保護総務費、生活保護総務一般経費は、令和7年10月施行の生活扶助基準改定等に対応するため、システム改修費として162万8,000円の計上でございます。

8ページをお願いいたします。

5款農林水産業費1項農業費3目農業振興費、担い手総合支援事業は、国庫補助事業である新規就農者経営発展事業に世代交代型メニューが追加となったことを受け、交付申請に向け、補助金271万4,000円の計上となっております。

なお、対象事業費の4分の3が国庫を含む県補助金、本人が4分の1負担となっている制度であることから、町の一般財源支出はございません。

以上が、議案第1号令和7年度周防大島町一般会計補正予算（第1号）についての概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第1号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 2点ほどお尋ねをいたします。生活保護費のシステム改修費、このシステム改修はどのような内容の改修なのか、具体的に御説明をお願いします。

担い手総合支援事業の新規就農者経営発展事業、これが当初予算ではなく6月補正になった理由を、先ほどの生活保護費も同じく6月補正になった理由を、どちらもあわせて御説明お願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 濱中福祉課長。

○福祉課長（濱中 靖夫君） 田中議員の御質問にお答えいたします。

生活保護費の今回のシステム改修の内容でございますが、制度改正に伴いまして、令和7年10月1日施行、生活保護基準改定として、生活扶助の基準額のうち昨今の物価高騰に対する特例加算分が、現行月額1,000円のところが、500円アップいたしまして1,500円になります。令和7年10月の定例分から措置することとされております。

加えて、被保護者調査に関する調査項目変更等に対応したプログラム改修を、先ほどの加算分の修正と一体的に行えるように通知がされております。

このたびの補正の計上でございますが、当該案件につきましては、厚生労働省からの事前連絡として、令和7年2月6日付で事務連絡として発出されました。さらに、令和7年4月24日付厚生労働省事務連絡で、留意事項として調査項目の追加と生活扶助費基準額の改定に対応する改修を一体的に行えるよう通知がありまして、このたびの補正のタイミングとなりました。

したがって、当初予算での対応ができませんでしたので、このたびの計上となりました。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 松村産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（松村 浩君） 担い手総合支援事業の新規就農者経営発展事業の補助金が当初予算ではなく、なぜ6月補正になったかということですが、こちらの補助金は国の令和6年度の補正予算でありまして、国からの意向調査が来ましたのが令和7年2月末でございました。そこで、要望書を提出しましたが、当初予算に計上がないということで却下されました。それが

令和7年2月25日ということで、当初予算をもう変更する時間がなく、今回、2回目の意向調査が令和7年7月から8月頃にあるということで、そちらに手をあげるために今回の補正予算に計上させていただきました。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 補正予算なので、当初予算では、このシステム自体の予算は利用料なのか、保守料なのか。システムの構築費は令和7年度ではないかかもしれないと思うが、せめて令和7年度のこのシステムの予算がどれくらいあって、今回の補正で約160万円プラスになりますよと、それは生活保護費の生活扶助の特例加算が500円加算されると御説明がありましたけれど、生活保護費がどれくらいの規模で、それに500円加算される対応として、このシステム改修経費、162万8,000円の補正が必要ですよという御説明を、一番いいのは資料としてであると助かるのですが、可能な範囲で結構なので御説明いただければ分かりやすいと思います。

先ほどの新規就農者経営発展事業補助金、よく分からなかったのだが、令和6年度の補正予算というのは、国の補正予算ということだと思うが、国の補正予算はいいとして、それに基づいて意向調査が令和7年7月頃に行われるという御説明があった。

では、まだ内示も何もない状態で、町は予算を組む。6月補正に組むということになると思うが、そういったことが制度上必要なのかなのか。逆ではないかと思うのですが、何か理由があるのでしょうかから教えてください。

それと、当初予算で既に新規就農支援メニューが4本ほど計上されています。今回、まだ国で採択されるかなのかなのも分からないということでしょうけれど、仮にこれが採択されて実施される場合に、今回のこの新規就農者経営発展事業補助金が、これまでの当初予算の4本のメニューとどう違うのか、差別化が図られるのかというところを、端的に言えばどういう成果を望んでいますか、今回のこのメニューで成果が望めますか、というところを御説明いただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 濱中福祉課長。

○福祉課長（濱中 靖夫君） 田中議員の再質問にお答えいたします。

このたび加算分の補正を計上させていただきましたが、当初予算に計上しておるのが生活保護システム経費ということで、トータル722万7,000円を計上しております。このシステム保守も含まれているが、この中には制度改正にかかる保守分が含まれておりませんので、このたび加えて補正をさせていただいたところです。

また、生活保護費の生活扶助の特例加算についてですが、一般的な例を言いますと、大体一人暮らしの方で7万円弱の生活保護費が支給されておるのですが、そのうち、先ほど言いました物

価高騰分の生活扶助の特別加算が1,000円だったところを1,500円に上げたというところでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 大久保農林水産課長。

○農林水産課長（大久保弘史君） 先ほど田中議員から御質問がございました、町が先に予算化をしておかなければいけないのかということでございますが、先ほど松村産業建設環境部長からも御説明を申し上げましたとおり、令和7年2月の国の要望調査に一旦手をあげまして申請をさせていただいたところでございます。しかしながら、新年度予算において町に予算措置がないということで、要望自体が却下になりました。

今回、先ほども申し上げましたとおり、令和7年7月から8月頃に2回目の国の要望調査がございますという情報に基づきまして、その令和7年7月、8月頃の要望調査に間に合わす形で、町において予算措置をすることが必要であるということで、このタイミングでの補正予算の計上をお願いするものでございます。

先ほどの新規就農者に対する各種の補助事業、こちらが今回補正に上げたもので5本目になるということで、そちらのすみ分けといたしますか、どういった事業の内容になっておるかということでございますが、まず、既存の4本の補助事業について簡単に御説明を申し上げますと、1点目、新規就農者確保事業、これは経営開始型補助金として当初予算に600万円ほど計上しておるものでございます。こちらは文字どおり新規就農の方の農業経営の開始にあたりまして、国から補助が受けられるという制度でございまして、50歳未満でかつ青年等就農計画の認定というものを受けていただく必要がございます。認定新規就農者が対象の事業ということになります。

2点目でございます。新規就農者確保事業の新規就業者定着支援事業補助金ということで、こちらは30万円を計上しております。定着支援給付金と言われるものでございまして、雇用就農資金を受給いたします農業法人等が補助の対象ということになります。新規就農者を雇用して受入れをしていただいている法人に対しまして、5年間の補助期間ということになります。

3点目でございます。新規就農者農地確保支援事業補助金ということで14万4,000円を計上しております。こちらは新規就農者の農地確保の支援事業の補助金ということで、新規就農者が農地を借地契約いたしまして、その契約期間の2分の1、上限は5年間となりますが、無償で農地が借り入れられるという制度でございます。

こちらにつきましては、公益社団法人やまぐち農林振興公社の農地中間管理機構と言われるところに、直接町から補助金をお支払いする形で、新規就農者は上限5年間はその農地が無償でお借りできるという制度でございます。

4点目でございます。新規農業就業者定着促進事業、就農前準備研修事業ということで、こち

らは予算額92万円を計上しております。就業前の研修生を指導農家支援事業補助金ということで、就業前資金と言われております。実際にこれから就業をしていただく方に、そのあたりの準備金ということで受給をしていただくと同時に、指導にあたってくださいます農家と援農農家ということがございます。そちらに対しても補助がされるという事業になっております。

そして、今回の新規就農者経営発展事業の世代交代型ということで5つ目の補助金ということになりますが、こちらにつきましても、令和4年度以降に経営開始をはじめられた50歳未満の認定新規就農者の方、または認定農業者が対象であるということでございます。

ただし、経営開始資金とか経営発展支援事業等の併用ができませんので、先ほど申し上げました1点目の新規就農者確保事業等の補助金を受けられている方には、今回の6月補正に計上いたしました事業については、該当がないということでございます。

大変長くなりましたが、以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 生活保護費について、もう1点だけお尋ねをいたします。

一般財源に財政調整基金を充ててはいますけれど、これはどうなるのですか。いつの時点かで積み戻すということになるのでしょうか、そこだけお答えください。

それと、今の新規就農者の補助金ですが、要するに、予算措置をしていないと補助対象になりませんということのように受け止めたのですが、令和7年2月末に調査があつて、そのときは予算措置がないから却下されたということで、今回になったということですが、令和7年2月末に調査されても予算措置されていないのはどこの自治体も同じなのではないかと思って、これは国が言うことなので、もう町のレベルでどうこう言うことではないと思いますけれど、実際そういうことでよかったのかどうなのか。今私が言った、町として予算措置があることが、国から補助金を受けるための要件ですということでもいいのかどうなのか、もう1回確認させてください。

いろいろメニューの御説明いただいて分かったのだが、非常にいろいろと複雑なメニューがあつて分かりにくい。それはなぜかと思ったら、結局、私農業委員もやっているのですが、農業委員会にすら、この補助金の情報が提供されていない。もちろんその中で議論が交わされることもないですし、やはりもっとホームページにもこの制度の概要を載せるとか、もっとオープンにこの補助金というものをしていかないと、結局、効果の部分で社会的な検証ができないということにつながって、この事業自体の成果につながらない可能性も出てくるので、逆に言えば、成果につなげるためにもっとオープンな事業展開が必要になってくるのではないかと。新規就農者を増やすという目的があるのでしょうか、そのためにもっとオープンにやっていく必要があるのではないかとと思うのですが、そこについての執行部のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 濱中福祉課長。

○福祉課長（濱中 靖夫君） 生活保護システムの歳入の財源の内訳ですが、補正予算書の7ページにございますように、補助率が2分の1の国庫補助金と、残りが一般財源としております。

6月補正のタイミングになったことですが、先ほど言いましたように、令和7年2月では、まだ事前連絡の段階で、具体的なことが示されておりませんでした。令和7年4月をもって具体的な方針の通達がございまして、近隣の市町を調べましたら、やはり当初予算での計上というのはいないように伺っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 今尾財務課長。

○財務課長（今尾 勝則君） ただいま質問のございました財政調整基金、今、補正予算として81万3,000円計上させていただいております。これを最終的には積み戻すのかという御質問だと思います。

財政調整基金は、歳入と歳出の全体的な調整を担っておりますので、このたびの6月補正で一般財源部分に影響が出ているのが、県知事選挙絡みで1,000円ほど一般財源がマイナスとなっております。それから、先ほど来の生活保護のシステム関連で81万4,000円の一般財源が必要で、差引き81万3,000円ほど財源が足りないという内容になったときに、例えばこのたびの補正で税収入の増額があったとか、そのほかの特定財源がプラスで補正があれば、全体としてそれがあたるということになりますので、財政調整基金の出番はないということになるわけですが、このたびの補正の内容は、事業が特定されている、いわゆる特定財源でございますので、差引調整額として81万3,000円の財政調整基金の繰入金となっております。

こちらの財政調整基金繰入金81万3,000円は予算でございまして、最終的にどうなるのかということにつきましては、今、6月で第1号補正でございまして、当初予算で組んでいる財政調整基金以外の歳入が実際に幾ら入るのか、それから、当初組んでおります歳出予算、事業予算が実際どれだけの支出になるのかというところで、令和8年3月末の時点で、財政調整基金を崩す予算はこれだけあるけれども、このくらい崩しておけば何とか赤字にならないのではなかろうかというような額を最終的に崩すようになっております。

今の段階では歳入歳出が予算どおりに全てきっちり入り、使ったとすれば、この81万3,000円は財政調整基金から崩すということになりますが、実際には、決算に向けて執行額は動いていきますし、また、これからほかの歳入予算等も入ってきますので、令和7年9月、令和7年12月、令和8年3月とまたこの財政調整基金の繰入金予算額は動いていくものと、そのようなものとなっております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。大久保農林水産課長。

○農林水産課長（大久保弘史君） 田中議員の、先に町の予算を確保して、それから国に申請を上

げることによろしいかという御質問でございました。まさしく御指摘のとおりでございます。まずもって自治体において予算措置をする。その予算措置がある中で、国に要望を上げてくださいというやり取りが令和7年2月にございましたので、この令和7年7月、8月頃につきましては、そういった形で申請をさせていただきたいと考えております。

先ほどありました社会的検証あるいは事業の実績につなげるというところで、広く支援事業に対する情報提供をということがございました。一般に広くお知らせできるものは、ホームページ上でもまた、お知らせができるものはしていきたいと考えておりますし、農業委員会への情報提供ということも御指摘がございました。農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様方に対しましても、広く情報提供ができるよう連携に心がけてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 私からも、今の担い手総合支援事業の補正について御質問をさせていただきます。

いろいろ今伺っていて分かったところもあるのですが、国で令和7年7月から8月頃に要望調査がある。その時点で手をあげたとして、町として動き出せるのがおおよそいつぐらいになるのか。見込みでももちろん結構ですが、どのぐらいからこの事業展開が今年度中にできるとお考えなのか教えていただきたいと思います。

また、今年度も同様な国の支援事業はあるかと思うが、令和7年度の当初予算には国の新年度予算に対する町の予算組はせず、国の補正に関する令和7年2月の要望調査で手をあげようと考えたということは、当初予算の準備をするより後に、この事業に取り組んでみようと執行部で思われたということだと思うのですが、ということは、そういう候補者のめどがあるということなのか、追加で令和7年2月頃にこういった事業にも取り組もうと思われたのか、これに追加で手をあげようとしたきっかけといいますか、そういったことがあれば教えていただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） 大久保農林水産課長。

○農林水産課長（大久保弘史君） 白鳥議員の御質問でございます。

おっしゃるとおり、令和7年2月で申請をした時点では、当然、国の令和6年度の補正予算で、この事業が補正予算分として新規に立ち上がった事業でございます。正式に私どもが詳しい情報を持っていなかったというのもございますが、令和7年2月にその事業に対する要望調査がございました。先ほど御指摘がありましたように、町内において該当者がいらっしゃることによって、この事業に乗れるのではなかろうかということで、その要望調査に応募したということがございます。

その時点で、自治体において予算措置がまずもって前提であるということの御指摘があつて、却下をされたということがございますので、この令和7年度の当初予算編成をする段階においては、その辺の情報は持ち得ていなかった。そして、国の令和6年度の補正予算分で新規に立ち上がった事業でございますので、令和7年度の当初事業ということではございませんでしたので、少しそのタイミングを逸したということでございます。（発言する者あり）

令和7年7月、8月頃に要望書を提出したその後に、実際にまだこれは未確定でございます。いつのタイミングで採択、交付の通知が来るかということは、まだ分かっておりませんが、おおむね申請を上げてから1か月程度ぐらひはかかるのではなかろうかと考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論・採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

暫時休憩します。

午前10時34分休憩

.....

午前10時47分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

----- . ----- . -----

日程第13．議案第2号

日程第14．議案第3号

○議長（荒川 政義君） 日程第13、議案第2号専決処分の承認を求めることについて（周防大島町税条例の一部改正）と、日程第14、議案第3号専決処分の承認を求めることについて（周防大島町国民健康保険税条例の一部改正）の2議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。山中副町長。

○副町長（山中 茂雄君） 議案第2号専決処分の承認を求めることについて（周防大島町税条例の一部改正）につきまして、補足説明をいたします。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令等が令和7年3月31日に公布され、令和7年4月1日から施行されたことに伴い、専決処分書のとおり処分させていただきましたので、議会の承認をお願いするものであります。

主な改正点であります。1点目は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利

用等に関する法律の改正に伴い、規定の整備を行うものであります。

2点目は、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴い、規定の新設及び整備を行うものであります。

3点目は、道路交通法の改正に伴い、規定の新設及び整備を行うものであります。

このほか、法律改正にあわせた改正や条例の項ずれ、字句の整理等、必要な規定の整備を行うものであります。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により御説明をさせていただきます。

15ページ上段、条例第36条の2、町民税の申告、16ページ中段、条例第89条第2項、種別割の減免、18ページ上段、条例第139条の3、特別土地保有税の減免などについてであります。法律の改正に伴う項ずれによる改正を行うものであります。

次に、16ページ上段、条例第82条、種別割の税率や、中段、第89条第2項、種別割の減免でございますが、二輪車の車両区分の見直しを受け、二輪のもので総排気量が125cc以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のものにかかる軽自動車税種別割の規定を追加し、税率を年額2,000円とするものであります。

次に、17ページ上段、第90条、身体障害者等に対する種別割の減免についてであります。マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務にかかる規定等の整備を行うものであります。

次に、19ページ上段、附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告につきましては、特定マンションにかかる特例について、申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定を新設するものであります。

また、減額措置の適用期限を2年延長する改正を行うものであります。

また、復興関連としまして、中段、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等や、20ページ下段、令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等につきましては、軽減措置の廃止や適用期限を2年間延長する法律改正にあわせて改正するものであります。

続きまして、議案第3号専決処分の承認を求めることについて（周防大島町国民健康保険税条例の一部改正）の補足説明をいたします。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令等が令和7年3月31日に公布され、令和7年4月1日から施行されたことに伴い、専決処分書のとおり処分させていただきましたので、議会の承認をお願いするものであります。

主な改正点であります。1点目は国民健康保険税の課税限度額の引上げ、2点目は低所得者の軽減措置の対象を拡大するため、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準について、それぞれ引上げを行うものであります。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により御説明させていただきます。

25ページ上段、第2条、課税額についてであります。第2項の国民健康保険税の基礎課税額にかかる課税限度額を65万円から66万円に、第3項の後期高齢者支援金等課税額にかかる課税限度額を24万円から26万円に引き上げるものであります。

次に、中段、第23条、国民健康保険税の減額についてであります。第2号の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準を現行の29万5,000円から30万5,000円に、第3号の2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準については、現行の54万5,000円から56万円にそれぞれ引き上げるものであります。

補足説明は以上のとおりであります。

何とぞ慎重なる御審議のうえ、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第2号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第3号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論、採決に入ります。議案第2号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第2号専決処分の承認を求めることについて（周防大島町税条例の一部改正）について、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は承認することに決定をしました。

議案第3号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第3号専決処分の承認を求めることについて（周

防大島町国民健康保険税条例の一部改正) について、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は承認することに決定をいたしました。

日程第 1 5. 議案第 4 号

日程第 1 6. 議案第 5 号

日程第 1 7. 議案第 6 号

日程第 1 8. 議案第 7 号

○議長（荒川 政義君） 日程第 1 5、議案第 4 号周防大島町防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてから、日程第 1 8、議案第 7 号周防大島町総合交流ターミナル設置条例の一部改正についてまでの 4 議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。山中副町長。

○副町長（山中 茂雄君） 議案第 4 号周防大島町防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、補足説明をいたします。

本案は、防災行政無線の再整備工事に伴い新設された施設の追加など、防災行政無線放送施設の現状について条例中の別表を一部改正するものであります。

それでは、改正内容につきまして、27 ページ以降により御説明させていただきます。

別表の同報系に令和 6 年度工事で新設した中継局 1 局、屋外受信設備 2 局を加えるとともに、移動系の中継局及び自動中継局の地番に錯誤が判明したため、これらを改めようとするものでございます。

なお、施行期日は公布の日から施行することとしております。

続きまして、議案第 5 号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について、補足説明をいたします。

本議案は、先の第 217 回通常国会で審議・可決されました国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律により、国会議員の選挙等における選挙長等の費用弁償額が増額となったことから、本町における各種選挙時の投票及び開票にかかる選挙長等の報酬額を改定しようとするものでございます。

それでは、37 ページの新旧対照表により、改正の要点を御説明いたします。

別表第 1 の地方自治法第 203 条の 2 第 2 項の規定により、日額とするもののうち選挙長、開票管理者、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、投票所の投票立会人、期日前投票

所の投票立会人、開票立会人及び選挙立会人にかかる報酬額を国の基準に準拠し、それぞれを増額改定しようとするものです。

具体的には選挙長と開票管理者を1,400円増額、投票所の投票管理者を1,700円増額、期日前投票所の投票管理者と投票所の投票立会人を1,500円増額、期日前投票所の投票立会人を1,300円増額、開票立会人及び選挙立会人を1,200円増額しようとするものです。

なお、施行期日を令和7年7月1日とし、同月20日に執行が見込まれております参議院議員通常選挙から適用する予定としておりますことを申し添えます。

続きまして、議案第6号周防大島町税条例の一部改正につきまして、補足説明をいたします。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令等が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、専決処分をいたしました令和7年4月1日に施行するもの以外について、周防大島町税条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容につきまして、御説明をさせていただきます。

主な改正点でございますが、1点目としましては、デジタル社会の形成を推進するため書面揭示規制を見直し、公示送達デジタル化を図るため、規定の整備を行うものであります。

2点目は、所得税における大学生世代の子等に関する特別控除の創設に伴い、個人住民税においても規定の整備を行うものであります。所得税において改正が行われる措置に対して、個人住民税においても同様の措置を講ずることとされております。

3点目は、国のたばこ税の課税方式について、重量のみに応じて紙巻たばこに換算する方式とするほか、一定の重量以下のものは紙巻たばこ1本として課税する仕組みとする等の見直しがされることに伴い、町のたばこ税についても規定の新設を行うものであります。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により御説明をさせていただきます。

42ページ上段、条例第18条、公示送達についてであります。現行では揭示場等での書面の揭示を行っているものを、改正後はインターネットを利用する方法により、不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置を取ることなどを行うものであります。

次に、下段、条例第34条の2、所得控除や43ページ上段、条例第36条の2、町民税の申告などございますが、厳しい人手不足の状況において、特に大学生のアルバイトの就業調整について、税制が一因になっているとの指摘もあることから、控除対象となる大学生年代の子等の所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも親等が受けられる控除額が段階的に逡減する仕組みが所得税において導入されることから、個人住民税においても同様の措置を講ずるものであります。

次に、45ページ上段、附則第16条の2の2、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特

例についてであります。ここでは、当該加熱式たばこの重量の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する等、具体的な換算する方法についての規定等を設けるものであります。

続きまして、議案第7号周防大島町総合交流ターミナル設置条例の一部改正について、補足説明をいたします。

繰越事業となりました道の駅サザンセットとうわトイレ棟等新設及び改修工事においては、建物内に研修室を整備したところですが、本室の利用に対し使用料を定めるため、関係条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正内容につきまして、49ページの新旧対照表により御説明させていただきます。

別表に、研修室の昼間及び夜間の使用料の項と、営利目的の者が利用する場合の利用料金の項を加えるものであります。

なお、施行期日は令和7年7月1日からとしております。

以上で補足説明を終わります。

議員の皆様におかれましては、何とぞ慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第4号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 1点だけお尋ねいたしますが、議案説明資料綴に電波不感地域の解消のために今回の整備を行ったと説明がありますが、その不感地域の程度というか、そういう地域があること自体が意外だったのですけれど、今回の再整備でこの不感地域と言われるものがどういう意味なのか、どういう程度なのかということも含めて、今回の整備で100%解消されたという理解でよろしいのかどうか、御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 堀協政策企画課長。

○政策企画課長（堀協 国輝君） それでは、田中議員の御質問にお答えいたします。

不感地域についてですが、大崎地区で令和5年度に電波調査をいたしまして、35の観測地点のうち12地点が不感地域であることが分かりました。

それで、今回の整備によって、12の不感地点のうち、1地点を除いては電波状況はかなり改善したものと思われま。1地点については、どうしても電波の入りが悪い状態のところがあるのだが、そこについては、屋外拡声子局を新設、その不感地域のすぐそばに屋外拡声子局を整備するような形になっておりますので、全体的には放送自体が入らないということは改善されるかと思ひます。

以上になります。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第5号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 1点だけお尋ねいたします。法改正に伴う増額ということですが、国に準拠してという御説明があったのですが、この国の基準というのはどういうものなのか教えてください。基準額としてあるのか、最低額としてあるのか、今回の物価上昇に伴う上昇率として定められたのか、その辺のところの説明をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 梅本総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） ただいまの田中議員の御質問にお答えいたします。

説明の中にもありました国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律、こちらにおきまして、国政選挙においては国から県を通じて経費が各自治体に配分されます。その配分される際の基準額ということで、各選挙における投票所における立会人であったり管理者若しくは開票における選挙長、立会人等の報酬額の上限額が設定されております。

毎回、参議院議員通常選挙がある年に国で改正をしております。令和7年7月に参議院議員通常選挙がありますので改正されたという経緯でございますが、改正にあたっては、先ほど田中議員からも御指摘がありました昨今の物価高騰、こういったものが1つの基準として考慮され、今回の上限額の改定ということになりました。

これまでも本町の選挙における報酬額は、この国の上限額を基準として設定をしておりましたので、今回も国の基準が上がったので改正をさせていただいたというものでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第6号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 公示送達のところをお尋ねいたします。デジタル化ということだが、要するにこれはホームページに掲載するということだと思うが、ホームページに載せる場合に、現在の周防大島町のホームページのどこに、どういう形でレイアウトされるのか、その辺の説明をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 山根税務課長。

○税務課長（山根 一夫君） 公示送達に関しまして、町のホームページのどこに掲載されるかという御質問でございましたが、今、ホームページに、税務課のページがございますので、そちら

に掲載する予定としております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（８番 田中 豊文君） 税務課のページに載せるということは、結局トップページに載るのか載らないのか。公示送達ですから誰も見やすい、気がつく情報でないといけないので、今言われたことをそのまま受け取ると、税務課をクリックしないと公示送達が見れないということであってはならないと思うのですが、その辺はどのようにお考えですか。

○議長（荒川 政義君） 山根税務課長。

○税務課長（山根 一夫君） 新着情報等で町のホームページのトップページにもお知らせが出るようにしておりますが、税務課をクリックしないと公示送達が見れないということであってはならないというお話もございましたので、こういった形が一番皆様に分かりやすいか、改めて検討をしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

次に、議案第７号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（８番 田中 豊文君） 新旧対照表で、全てに下線が引いてありますけれど、これは一旦全部を削除して全てを新しく制定するという意味なのでしょうか。その辺を教えてください。

夜間利用というのがあるが、実際に、夜間利用ができるということによろしいのかどうなのか。

もう１点、研修室の利用料金、そもそもの今回の改正の利用料金の設定というか、積算根拠、簡単に結構ですのでどういう基準でこの金額が算定されているのか、そこを教えてください。

○議長（荒川 政義君） 松村産業建設環境部長。

○産業建設環境部長（松村 浩君） ３点御質問のうちの１点目、表に全部下線が引いてあるということで、これは全部改正という形を取っております。

２点目、夜間利用ができるのかということですが、総合交流ターミナル、道の駅が午後６時まで開館していますので、夜間は午後６時まで利用することができます。

３点目、利用料金につきましては、建築費と耐用年数、利用日数、受益者の負担等により算出した使用料の額が５４０円、道の駅内にある会議室とか、隣の総合体育館にあります会議室の使用料等を面積案分して算出した金額が約４２０円で、利用者の負担の少ない額及び近隣施設との整合性を取るために４２０円といたしました。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（８番 田中 豊文君） 午後６時までという御説明があったと思うが、これは夜間とは、

ちょっと私が見方が悪いのですか。午後6時半から午前6時までとなっていますが、要するに、一般的に言われる夜、午後8時とか、そんな夜中に使う方はいらっしゃらないとは思いますが、条例ですからきちんとそこは明記しなければいけないと思いますが、実際何時まで使えるのか。先ほどの答弁では午後6時までですが、そうするとこの条例とあわないのではないかなと思いますが、その辺いかがでしょうか。

これはもう答弁は要りませんが、積算根拠について、前から言いますように、やはりどういう根拠かは、近隣から持ってきたという話ではなくて、公共料金ですから元になる経費がどれだけで、それに対して受益者から料金をいただくということなので、その元の経費を積み上げたものがないと説明できない。近くの施設から持ってきたとなると、全部それで制定されてしまう。そこは前にも一般質問か何かで言いましたが、きちんと見直してくださいと、全然そこら辺のことは何の受け止めもされていないということで残念でなりませんけれど、先ほどの時間のところをもう1回御答弁をお願いします。

令和7年4月23日に新聞報道がされて、料金は1時間500円と記載されて、令和7年4月26日から利用がはじまりますと新聞報道に書いてあります。それで、今回の施行期日は令和7年7月1日からです。要するに令和7年4月26日から始まったのはトイレで、研修室は令和7年7月1日からですということなのかもしれませんが、これはこういう情報が誤解を招きますし、実際は、研修室はまだ使っていないということによろしいのかどうなのか。

この1時間500円というのはどういうことなのか。町としての発表が、明らかにこの条例の金額と異なりますが、これは町が発表した情報としては1時間500円で正しかったのか。それとも報道が間違いだったのか。そもそも、これ前々から何回も言いますが、議会の議決が必要なものを2か月も前に新聞報道に出すということは、もしその新聞社が勝手に出したんだと言われるのであれば、私はそれはそれで、新聞社に抗議すべきだと思うし、そうでないなら町としてそういう発表をすべきではない。発表するにしても、少なくとも正式には令和7年第2回定例会の議決を経てからですということを但し書きして新聞記事に加えてくださいという条件で発表するのならまだしもですが、それもない中でこうやって2か月も前に発表されたら、これ金額が違っているから論外ですが、議会としてこれを可決しなければいけない、可決前提でこういう報道を出されるというのは、町としてそれは抗議すべきではないのかと思うのですが、これ何回目ですか、もう何年も前からずっと同じようなことを言っていますが、全然改善されない。

話がそれますが、町として報道発表のあり方というのを考え直さなくてはいけないのではないかと思いますけれど、その辺のことのお考えがあればお聞かせください。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 淨孝君） 田中議員の御質問の研修室及び部屋の使用料が、新聞報道で1時間

500円と、私もその記事を目にいたしまして、新聞社に抗議をさせていただきました。

直接その記者の方にもどういった経緯でそういった掲載になったのかと確認をしたところ、こちら側の担当の者が、今までの経緯とこのような広さというところで、1時間500円程度ではないかと申し上げたそうです。それが1時間500円という形であのような記事になってしまったということでした。

よって、私も田中議員同様に、議会の議決をいただいて、条例で金額を定めるものでありますので、これは尚早ですということでお話をさせていただきました。その結果、正しい金額が出たときに、また新たに記事に掲載をいただくということで話をしておりますので、議員の皆様におかれましては、この議決前に、しかも議員おっしゃるとおり2か月前にこのように報道が出ていたということは、私も大変遺憾であると思いましたので、そのように抗議をさせていただいたところでございます。

この報道の件については、私からお答えさせていただきました。

○議長（荒川 政義君） いいですか。ほかにございませんか。（発言する者あり）前崎商工観光課長。

○商工観光課長（前崎 好恵君） 田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

夜間の利用につきましては基本的には午後6時とさせていただきます、時間が遅くなるということであれば、個別に対応させていただこうと思っております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） その個別にというのはどことの話になるのか。どういう手続きをすればいいのか。総合交流ターミナル、道の駅に言って、道の駅がオーケーを出すのかどうか。例えば私が、令和7年7月になって、午後8時から午後9時まで使わせてくださいということ道を道の駅に行き、条例で定めてあるから使えますよねと言いますよね。でもそのときに、断る可能性もあるということなのか、どうなのか。その辺の手続きの問題をどうするのか。基本的に条例で定めてあるのだから使えますということでもいいのかどうか。それを道の駅との協議の中できちんと整理して話せるものなのかどうか、そこを教えてください。

○議長（荒川 政義君） 前崎商工観光課長。

○商工観光課長（前崎 好恵君） 田中議員の御質問にお答えします。

時間を延長したり、夜間利用されるということは、道の駅にお申出をいただいて、道の駅と商工観光課で協議を行いたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。白鳥議員。

○議員（７番 白鳥 法子君） 私も夜間の利用について大変気になっているところでございます。

以前、議会の行政・病院事業改革特別委員会等で、公共施設を利用する際に鍵の受渡しをＤＸ推進班と協議しながら、キーボックスやパスワードでやり取りできるようにして、時間外などでも対応できるように検討したいというお話があったかと思います。そういった御検討が現段階でされているのか、１点伺いたいと思っております。

また、わざわざ昼間ではない時間帯の料金や時間を設定しているということは、一般的に考えれば、申請すれば予約が入っていなければ使えると認識してしまうかと思います。特例的に、対応ができる場合に使えるということであれば、例えば時間は、よくあるように町長や指定管理者が認める場合はその限りではないとか、個別に対応するのであればそういう書き方にすべきではないかと思いますが、このように、ある意味２４時間利用できるように施設としてアピールしていくということについて、何かお考えがあるのであれば、そこを教えていただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前11時26分休憩

.....

午前11時39分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。前崎商工観光課長。

○商工観光課長（前崎 好恵君） 白鳥議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、鍵の運用についてでございますが、現在は行っておりませんので、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、利用の時間についてでございますが、条例上では午後６時までとなっておりますので、それ以降の時間の御利用につきましては、規則第３条に基づきましてその都度決めてまいりたいと考えております。

以上です。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） 私から補足ということで説明させていただきます。

今回の資料としましては別表の部分しか出ていないので、勘違いというか、思い違いをされる可能性がありましたので、補足として出させていただきました。

あくまでも今回の別表については、使用料ということを規定した表ですので、使える時間を規定した表ではございません。使える時間については条例の第３条で、開館時間ということで規定をしております。その中では午前１０時から午後６時までを開館時間とするという規定をしております。ただし、施設を利用しようとする場合には、事前の申請が要りますというところが第５条なりで規定をされております。その際に、町長が認めた場合には夜間の利用については、こ

の別表で定めた夜間の使用料をいただきますよという条例の構成になっておりますので、この別表のみをもって利用時間までを設定したものではないということで御理解いただけたらと思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 御答弁ありがとうございました。せっかくできる施設ですので、多くの方に有効活用していただくことが一番の道と思っていますので、適切な方が利用しやすい運用をぜひ検討していただきたいと思います。

こちらは要望にはなるのですが、今回の改正にあたりまして条例を全文、また規則についても全部読み直しをさせていただきました。

その中で、利用にかかる申請書がどちらにも示されていませんでしたので、これまでどうしていたのかということももちろんあるのですが、ぜひこれを機に検討、設定をしていただけたら、多くの方が気軽に申請をする、門戸が広くなると思いますので、こちらを申し添えさせていただきます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 要望でいいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第4号周防大島町防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてから、議案第7号周防大島町総合交流ターミナル設置条例の一部改正についてまでの質疑を終結いたします。

討論・採決は、今会期中の最終日の本会議といたします。

日程第19、請願第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第19、請願第1号上関中間貯蔵施設の建設に関する住民説明会と、パブリックコメントや住民アンケート実施を求める請願書を上程し、これを議題とします。

紹介議員の説明を求めます。占部議員。

○議員（1番 占部 智子君） 議席番号1番、占部智子です。ただいま上程されました請願第1号につきまして、紹介議員の1人としてその趣旨を御説明いたします。

請願者は町民の川口智、長谷川京子、紹介議員は議席番号順に占部智子、浅原賢潤、白鳥法子、田中豊文です。

では、請願の内容について説明いたします。

上関中間貯蔵施設の建設に関する住民説明会と、パブリックコメントや住民アンケート実施を求める請願書で、請願の要旨は、１、上関中間貯蔵施設建設計画に関する早期の住民説明会の開催、２、パブリックコメントや住民アンケート実施などで町民の意見を聞く機会を求めるの２点です。

請願の理由は、上関町で計画されている中間貯蔵施設は、使用済み核燃料を再処理してプルトニウムやウランを取り出す核燃料サイクルが行き詰まっている中、一旦持ち込めば、現状では搬出する見込みがない状態である。もし、中間貯蔵施設や運搬経路において事故が起これば、上関町民はもとより周防大島町民を含む周辺市町の安心・安全を脅かすものとなる。国や事業者の説明待ちではなく、町が主体となって推進・反対の両方の立場の専門家を招いて、町民が確かな情報を基に判断するための住民説明会の開催を求める。

住民説明会の後、パブリックコメントや住民アンケート実施などで町民の意見を聞く機会を求める。

以上が請願の理由で提出した内容です。

ここからは請願者の思いを代弁させていただきます。

本日はお忙しい中、皆様に請願書についてお時間を割いていただきありがとうございます。

まず、ボーリング調査の結果を待つべきなのではないかという御意見もあろうかと思います。しかし、私たちはボーリング調査の結果がいつ公表されるのか、国や事業者からの説明がいつ周辺自治体の住民に対して行われるのか分からない。こうした現状がそもそも問題だと思っています。町民を不安に陥れ、定住対策などへの悪影響も懸念される中、いつ説明があるか分からないのに、ひたすら待つだけで我慢するというのは本当にひどい話です。町は待つだけではなく、自ら動くべきだと考えて、このたびの請願に踏み切ったというのが、私たちの率直な気持ちです。

また、建設の是非は上関町が判断するものであり、仮に周防大島町議会がこの請願を採択したとしても、実質的には何の影響も及ぼさないのではないかと疑問を持たれる議員もおられるかもしれませんが、中国電力は、周辺自治体の住民に御理解いただくことが大事だという趣旨のことを語っています。ですから、法的な拘束力はないとおっしゃるかもしれませんが、周防大島町民はこういう説明を聞き、その結果こう判断した人たちがこれぐらいの割合でいましたという結果を公にして、町内外に広く知っていただくことは、大事だと思い請願しています。

この中間貯蔵施設があることによって、たとえ戦争やテロが起きなかったとしても、攻撃をほのめかされただけで周辺住民が不安に陥ることは御理解いただけるのではないかと思います。

南海トラフ巨大地震の被害もとても心配です。仮に事故が起きたとき、周防大島の町民は大島大橋のほうへ、つまり上関に近いほうへ逃げなければならないのでしょうか。逃げられない場合、被曝の危険性を承知のうえで、この島に助けに来てくれる人がいるのでしょうか。

そして、核燃料サイクルが行き詰まり、中間貯蔵後の持って行き場も決まっていないような状況の中、数千年、数万年と管理し続けなければならない使用済み核燃料が、遠く離れた原子力発電所から隣町に運ばれてくるのを容認するような町に住み続けたいとか、移住したいなどという人たちが果たしてどれくらいいるのでしょうか。それで安心・安全のまちづくりと言えるでしょうか。

10年先、20年先にこの議会で何が話し合われたのか、議事録等で振り返る人もたくさんおられると思います。議員の皆様、御英断をお願いしますと、請願者から聞いています。

あと少し、補足説明をさせていただきます。

この問題は、約1年前に藤本町長に対し上関町中間貯蔵施設建設に反対の立場を表明してほしいという署名が3,223筆も集められた事案です。地方自治法総則第1条の2地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、という観点からも、これだけたくさんの住民が不安に思っている事案であるということを考慮していただきたいと思います。

この請願は、推進・反対の両方の立場の専門家からいろいろな情報を聞いて、町民に周防大島町の未来を考えてもらったうえで、パブリックコメントや住民アンケート実施などで町民の意見を聞いてほしいという内容です。

以上の趣旨を御理解いただき、本請願に御賛同くださいますようお願いして、趣旨説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

請願第1号、質疑はございませんか。吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） この質疑はどなたにするのでしょうか。紹介議員の方にはでしょうか。（「紹介議員の方ということにします」と呼ぶ者あり）はい、分かりました。請願を本会議で審議するというのはなかなかないので、私も初めての経験でございまして、私自身も請願の紹介議員となったことがございません。

このたびは紹介議員になられた4人の先生方はしっかりと勉強されてのことだと思いますので、ぜひとも教えていただきたいのですが、まず、議員必携というのがありまして、ここに請願のことが記されておりまして、紹介とは、請願の内容に賛意を表し、議会への橋渡しをすることである。したがって、相反する内容の請願両方の紹介議員になったり、請願の内容に賛同できない議員が、その紹介議員となることは許されないのは当然であると書かれておりますけれども、まず1点お伺いいたします。紹介議員の4人の先生方はこの請願の内容全てに賛同しているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 浅原議員。

○議員（2番 浅原 賢潤君） 浅原です。私もいろいろ地域の方々から、農業をしている関係か

らどうなっているのかという話をいただくことがあり、私自身も農業をやっている関係から、いろいろな方、専門家の方からも話を聞いて、いろいろ勉強してみたいと思い賛同しました。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（7番 白鳥 法子君） 白鳥です。私も相談を受けましたときに、以前より署名活動されている方々のお気持ちを聞く機会が多くございました。また、これまで私を含め複数の同僚議員から、一般質問等でも町長に対してお考えを伺ったことがございます。その回答の中にも、やはり意見を聞くという機会は設けたいというような趣旨の御回答をされたこともございました。

今回の請願の趣旨というのは、そういった流れの中にそぐうものでもありますし、中間貯蔵施設で保管したものがどのように今後動いていくかということが不透明なままというのは、その頃から今も含めて変わっておりませんので、請願に賛同したところでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 私からは、以前、町長に一般質問しましたけれど、要するに、今後、町としても、議会としてもその判断をしなければいけない、非常に重い判断をしなければいけない時期が来ると考えております。

例えば、この説明会なり、パブリックコメントなりの意見を聞いて、それで判断の材料にするということはあるかもしれませんが、当然賛否もあることですので、この説明会なり意見聴取なりで決めるというのではなく、最終的には町なり議会なりが判断しなければいけない。要するにその過程で、町民の方がよく分からないと、何も分からないという中で、結局、上関町が決めたから、もうしょうがないということで、この町の意味が決まってしまうということを私は絶対避けなければいけないと考えております。

そのためにも、やはり私が前に申し上げましたように、きちんと正しい情報を町民の方に伝え、それで様々な意見を聞いて、そのうえで町なり議会なりが判断をしなければいけない。そのとっかかりというのか、最低限のことをしてくださいという請願なので、ぜひ議員の皆様にもこの請願を御理解いただいて御賛同いただきたいと、私からもお願いするところであります。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 皆さんありがとうございました。それでは、この案件につきましては先日の議会運営委員会で委員会付託という申し合わせをしておりますので、この後、委員会付託されるであろうと思うのですが、各委員がそれぞれ委員会の開催にあたりまして、調査研究を行って委員会を開催するということになりますけれども、では、議会運営委員会の委員それぞれが日頃の関係がありまして、4人の中で聞きやすい議員がいたり、聞きにくい議員がいたり

するかと思うのですが、どなたにお伺いいたしましても、提出者の意を汲んだ同じ回答が得られるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 占部議員。

○議員（１番 占部 智子君） 大筋では同じ回答になると思いますが、１００％同じということではないかと思いますが、誰に質問していただいてもいいかと思います。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（１０番 吉村 忍君） １００％はないということでございますので、私自身も調査研究するときにどなたに聞いていいか戸惑うところではございますが、大筋では一緒ということでございますので、それでは、今後開催されるであろう委員会に４人のうちどなたをお呼びしてもいいという考え方でよろしいですか。

○議長（荒川 政義君） 占部議員。

○議員（１番 占部 智子君） はい、誰を呼んでいただいてもいいですし、傍聴には行くと思いますが、誰でもいいと思います。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております請願第１号上関中間貯蔵施設の建設に関する住民説明会と、パブリックコメントや住民アンケート実施を求める請願書を、会議規則第９２条第１項の規定により議会運営委員会へ付託をいたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程を全部議了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。

次の会議は、６月２５日水曜日、午前９時３０分から開きます。

○事務局長（岡原 伸二君） 御起立願います。一同、礼。

午後０時００分散会
